

昭和三十三年三月三十日 参議院會議録第二十一号 會議 資金運用部預託金利率の特例に関する法律の一部を改正する法律案外三件

三二二

所得税法の一部を改正する法律案
 法人税法の一部を改正する法律案
 租税特別措置法案
 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案
 商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案
 信用保証協会法の一部を改正する法律案
 厚生省設置法の一部を改正する法律案
 昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税に関する特例に関する法律案
 国立学校設置法の一部を改正する法律案
 同日本院は、左の議案を可決した旨衆議院に通知した。
 国土開発縦貫自動車道建設法案(第二十二回国会衆議院提出、第二十六回国会衆議院送付)
 同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。
 理科教育振興法の一部を改正する法律案
 私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律案
 同日本院は、左の件を議決した旨内閣に通知した。
 昭和二十九年年度一般会計歳入歳出決算、昭和二十九年年度特別会計歳入歳出決算、昭和二十九年年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和二十九年年度政府関係機関決算書
 昭和二十九年年度国有財産増減及び現在額計算書
 昭和二十九年年度国有財産無償貸付状況総計算書

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律
 漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をりめるための一般会計からの繰入金に関する法律
 補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律
 所得税法の一部を改正する法律
 法人税法の一部を改正する法律
 租税特別措置法案
 国土開発縦貫自動車道建設法案
 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案
 商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案
 信用保証協会法の一部を改正する法律案
 厚生省設置法の一部を改正する法律案
 昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税に関する特例に関する法律案
 国立学校設置法の一部を改正する法律案
 同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
 理科教育振興法の一部を改正する法律案
 私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律案
 同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第二十六回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

外務省国際協力局長 宮崎 章君
 同日内閣総理大臣から議長宛、外務省国際協力局長宮崎章君(前掲の議長承認のとおり)を第二十六回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。
 同日外務省国際協力局長心得森治樹君は同局長心得を免ぜられたので政府委員は自然消滅となった。
 ○議長(松野鶴平君) これより本日の會議を開きます。
 日程第一、資金運用部預託金利率の特例に関する法律の一部を改正する法律案
 日程第二、中小企業信用保証特別会計法の一部を改正する法律案
 日程第三、関稅定率法の一部を改正する法律案
 日程第四、關稅定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(いづれも内閣提出、衆議院送付)
 以上、四案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり
 ○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。
 まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長廣瀬久忠君。
 「審査報告書は都合により追録に掲載」
 資金運用部預託金利率の特例に関する法律の一部を改正する法律案
 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
 よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月二十八日
 衆議院議長 益谷 秀次
 参議院議長 松野鶴平殿
 資金運用部預託金利率の特例に関する法律の一部を改正する法律案
 資金運用部預託金利率の特例に関する法律の一部を改正する法律案
 資金運用部預託金利率の特例に関する法律の一部を改正する法律案
 第一項中「五年以上のものを」を「五年以上七年未満のものに改め、」又は「第六号及び、約定期間五年以上七年未満のものに對しては」を削り、「昭和二十七年」を「昭和三十一年度」に、「年一分以下」を「年五厘以下」に改め、「約定期間七年以上」のものに對しては、昭和三十一年度以降当分の間、年二厘以下の範圍で」を削る。
 第二項中「昭和二十八年」を「昭和三十三年」に改める。
 附則
 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。
 「審査報告書は都合により追録に掲載」
 中小企業信用保証特別会計法の一部を改正する法律案
 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
 よつて国会法第八十三条により送付する。
 昭和三十三年三月二十六日
 衆議院議長 益谷 秀次
 参議院議長 松野鶴平殿

中小企業信用保証特別会計法の一部を改正する法律案
 中小企業信用保証特別会計法の一部を改正する法律案
 中小企業信用保証特別会計法(昭和二十五年法律第二百六十五号)の一部を次のように改正する。
 第一条中、「以下「法」といふ。」を削り、「中小企業信用保証」を、「中小企業信用保証事業(以下「保証事業」といふ。)及び信用保証協会法(昭和二十八年法律第九十六号)第二十条の二の規定による資金の貸付事業(以下「融資事業」といふ。)」に改める。
 第二条の次に次の一条を加える。
 (会計の区分)
 第二条の二 この会計は、保険勘定及び融資勘定に区分する。
 第三条の見出しを(「保険基金及び融資基金」)に改め、同条中「この会計を「保険勘定」に、「基金」を「保険基金」に改め、同条に次の一項を加える。
 2 融資勘定においては、第四条の二に規定する一般会計からの繰入金に相当する金額(第八条第三項の規定による減額をしたときは、その減額した額を控除した金額)をもつて融資基金とする。
 第四条の見出しを(「保険勘定の歳入及び歳出」)に改め、同条第一項中「この会計を「保険勘定」に、「法」を「法」を「中小企業信用保証法」第八條に、「法」第九條の五を「同法第九條の五」に、「第九條の七」を「同法第九條の七」に、「附屬雑収入」を「保証事業に係る附屬雑収入」に、「事務取扱費」を「保証事業に関する事務取扱

費に改め、同条第二項中「この会計の基金」を「保険基金」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(融資勘定の歳入及び歳出)

第四条の二 融資勘定においては、信用保証協会法第二十条の二の規定による貸付金の回収金及び利息、一般会計からの繰入金並びに融資事業に係る附属雑収入をもつてその歳入とし、同条の規定による貸付金、融資事業に関する事務取扱費及びその他の諸費をもつてその歳出とする。

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算の定めるところにより、融資基金に充てるため、繰り入れるものとする。

第五條第二項第一号中「前前年度」を「保険勘定及び融資勘定の前前年度」に改め、同項第二号中「前年度」を「保険勘定及び融資勘定の前年度」に改め、同項に次の一号を加える。

三 当該年度の融資勘定における貸付金の貸付及び回収に関する計画表

第六條中「歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項」を「歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項」に改める。

第八條第一項中「この会計」を「保険勘定又は融資勘定」に、「積立金」を「当該勘定の積立金」に改め、同条第二項中「損失」を「当該勘定の損失」に改め、同条第三項中「この会計」を「保険勘定又は融資勘定」に、「積立金」を「当該勘定の積立金」に、「基金」を「保険基金又は融資基金」に改める。第九條中「この会計」を「保険勘定又は融資勘定」に、「これを」とを「これを当該勘定の」に改める。

第十條第二項中「当該年度」を「保険勘定及び融資勘定の当該年度」に改める。

第十一條第二項中「当該年度」を「保険勘定及び融資勘定の当該年度」に改める。

第十二條中「この会計」を「保険勘定又は融資勘定」に、「資金運用部」を「これを資金運用部」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 改正前の中小企業信用保険特別会計法第三條に規定する基金は、改正後の中小企業信用保険特別会計法第三條第一項に規定する保険基金となるものとする。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

関税法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十三年二月二十八日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野 平藏

関税法の一部を改正する法律案

関税法の一部を改正する法律案

関税法の一部を改正する法律案

関税法の一部を改正する法律案

及び脱脂大豆に改め、同項第二号を次のように改める。

二 コーンスターチの製造に使用するためのとうもろこし

第十三條第一項第四号中「変性糖みつ」を「なつめやしの実(干したものに限る)及び変性糖みつ」に改める。

第十四條第三号の次に次の一号を加える。

三の二 国際連合又はその専門機関から寄贈された教育用又は宣伝用の物品

第十四條第十号中「二年」を「五年」に、「第二十條」を「第十九條の二又は第二十條」に改め、同条第十四号中「第二十條」を「第十九條の二又は第二十條」に改め、同条に次の一号を加える。

十六 養殖真珠(主として輸出されるものに限る)で政令で定めるもの

第十五條第一項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 国若しくは地方公共団体の団体、又は大蔵大臣が指定するその他の団体の開催する見本市に出品され、当該見本市の会場で見本品として無償で提供されて消費される物品。ただし、見本市の開催期間及び規模、見本品の種類その他の事情を勘案して相当と認められるものに限る。

第十五條第一項第六号中「往來する船舶」の下に「これに準ずる遠洋漁業船その他の船舶で政令で定めるものを含む。」を加え、同項第九号中「六月」を「一年」に改める。

第十七條第一項第八号中「興行用

物品」の下に「並びに本邦に入国する映画製作者の映画撮影用の機械及び器具」を加える。

第十九條の次に次の一条を加える。

(課税原料品による製品を輸出した場合のものとして税)

第十九條の二 保税工場における保税作業について、その原料として使用する外国貨物がなくなつたこと等により、関税を納付して輸入された貨物を輸出貨物の原料品として使用することがやむを得ないと認められる場合においては、あらかじめ税関長の承認を受けて、当該輸入された貨物でその輸入のときの性質及び形状に変更を加えないもののをその輸入の許可の日から三月以内に保税工場に入れ、これを原料品として製造した貨物を輸出した場合に限り、政令で定めるところにより、その関税の全部又は一部を払いもどすことができる。

2 関税法第三十三條(執務時間外の貨物の出し入れ又は取扱)、第五十四條(記帳義務)及び第五十八條(保税作業の届出)の規定は、前項の規定の適用を受けて保税工場に入れられた貨物について準用する。

第二十條の見出しを「(違約品の返送等の場合のものとして税)」に改め、同条中「輸入された貨物の」を削り、「相違するためこれを」を「相違する貨物でその輸入のときの性質及び形状に変更を加えないもの」に改め、「その輸入のときの性質及び形状に変更を加えないで」を削り、「その輸入の許可の日から三月以内にこれを保税地域に入れた場合」を「当該貨物がその輸入の許可の日から六月以内に保税地域に入れられたものである場合」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する輸入貨物を返送に代えて廃棄することがやむを得ないと認められる場合において、これをその輸入の許可の日から六月以内に保税地域に入れ、あらかじめ税関長の承認を受けて廃棄したときは、政令で定めるところにより、その関税の全部又は一部を払いもどすことができる。

別表中

六二一 アラビアゴム、セラックその他の別号に掲げない樹脂(医薬用のものを除く。)

六二二 アラビアゴム、セラックその他の別号に掲げない樹脂(医薬用のものを除く。)

六二二 アラビアゴム、セラックその他の別号に掲げない樹脂(医薬用のものを除く。)

六二二 アラビアゴム、セラックその他の別号に掲げない樹脂(医薬用のものを除く。)

六二二 アラビアゴム、セラックその他の別号に掲げない樹脂(医薬用のものを除く。)

六二二 アラビアゴム、セラックその他の別号に掲げない樹脂(医薬用のものを除く。)

条(保税作業の届出)の規定は、前項の規定の適用を受けて保税工場に入れられた貨物について準用する。

第二十條の見出しを「(違約品の返送等の場合のものとして税)」に改め、同条中「輸入された貨物の」を削り、「相違するためこれを」を「相違する貨物でその輸入のときの性質及び形状に変更を加えないもの」に改め、「その輸入のときの性質及び形状に変更を加えないで」を削り、「その輸入の許可の日から三月以内にこれを保税地域に入れた場合」を「当該貨物がその輸入の許可の日から六月以内に保税地域に入れられたものである場合」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する輸入貨物を返送に代えて廃棄することがやむを得ないと認められる場合において、これをその輸入の許可の日から六月以内に保税地域に入れ、あらかじめ税関長の承認を受けて廃棄したときは、政令で定めるところにより、その関税の全部又は一部を払いもどすことができる。

別表中

六二一 アラビアゴム、セラックその他の別号に掲げない樹脂(医薬用のものを除く。)

六二二 アラビアゴム、セラックその他の別号に掲げない樹脂(医薬用のものを除く。)

六二二 アラビアゴム、セラックその他の別号に掲げない樹脂(医薬用のものを除く。)

六二二 アラビアゴム、セラックその他の別号に掲げない樹脂(医薬用のものを除く。)

六二二 アラビアゴム、セラックその他の別号に掲げない樹脂(医薬用のものを除く。)

六二二 アラビアゴム、セラックその他の別号に掲げない樹脂(医薬用のものを除く。)

六二二 アラビアゴム、セラックその他の別号に掲げない樹脂(医薬用のものを除く。)

六二二 アラビアゴム、セラックその他の別号に掲げない樹脂(医薬用のものを除く。)

六二二 アラビアゴム、セラックその他の別号に掲げない樹脂(医薬用のものを除く。)

六二二 アラビアゴム、セラックその他の別号に掲げない樹脂(医薬用のものを除く。)

六二二 アラビアゴム、セラックその他の別号に掲げない樹脂(医薬用のものを除く。)

昭和三十三年三月三十日 参議院會議録第二十二号 資金運用部預託金利率の特例に関する法律の一部を改正する法律案外三件

三号の税率の欄中「二割」を「三割」に改め、同表第六百七十八号の税率の欄中「無税」を「二割」に改め、同表中

六九五 薬材、化学薬、医薬及びこれらの調合品

- 一 二酸化ゲルマニウム
- 二 その他

五分

同表第八百十二号の税率の欄中「七分五厘」を「二割」に改め、同表中

八二三 大麻線及び黄麻線(英式番手七番をこえる単撚糸をよりあわせたもので、長さ十メートルの重量が十二グラムをこえないものに限る)並びに大麻糸及び黄麻糸(纈糸を除く)

七分五厘

八二三 大麻線及び黄麻線(英式番手七番をこえる単撚糸をよりあわせたもので、長さ十メートルの重量が十二グラムをこえないものに限る)並びに大麻糸及び黄麻糸(纈糸を除く)

- 一 黄麻製のもの
- 二 その他

一割

九百二号のうち二の甲の黄麻織物の税率の欄中「二割」を「一割五分」に改め、

同表中 九〇九 メリヤス地その他のこれに類する編物(起毛したものを含む)

- 一 絹製のもの及び絹を交えたもの
- 二 その他

二割

九〇九 メリヤス地その他のこれに類する編物(起毛したものを含む)

- 一 絹製のもの及び絹を交えたもの
- 二 その他
- 甲 合成繊維又は醋酸纖維素繊維の編物及びこれらの繊維を交えた編物
- 乙 その他

二割五分

改め、同表第九百四十二号の税率の欄中「五分」を「一割五分」に改める。

附則

- この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。
- この法律の施行前に改正前の関稅定率法第十三条の規定により関稅の免除を受けた、又は受けることができた落花生については、なお従前の例による。
- 輸入品に対する内國消費稅の徵收等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「又は第九号」を「、第五号の二又は第九号」に改める。

第九条の次に次の一条を加える。
(課稅原料品による製品を輸出した場合の還付)
第九条の二 保税工場における保税作業について、その原料として使用する外國貨物がなくなつたこと等により、内國消費稅を納付して輸入された内國消費稅課稅物品を輸出貨物の原料品として使用することがやむを得ないと認められる場合においては、あらかじめ稅關長の承認を受けて、当該輸入された物品でその輸入のときの性質及び形状に変更を加えないものをその輸入の許可の日から三月以内に保税工場に入れ、これを原料品として製造した貨物を輸出した場合に限り、政令で定めるところにより、その内國消費稅額に相当する金額を還付することができ

る。
第十条を次のように改める。
(違約品の返送等の場合の還付)
第十条 品質又は數量等が契約の内

容と相違する内國消費稅課稅物品でその輸入のときの性質及び形状に変更を加えないものを返送することがやむを得ない場合において、当該物品を返送のため本邦から輸出するときは、当該物品がその輸入の許可の日から六月以内に保税地域に入れられたものである場合に限り、政令で定めるところにより、その内國消費稅額に相当する金額を還付することができ

る。
2 前項に規定する物品を返送に代えて廢棄することがやむを得ないと認められる場合において、これをその輸入の許可の日から六月以内に保税地域に入れ、あらかじめ稅關長の承認を受けて廢棄したときは、政令で定めるところにより、その内國消費稅額に相当する金額を還付することができ

る。
〔審査報告書は都合により追録に掲載〕
關稅定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和三十三年三月二十八日
衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 松野鶴平殿

關稅定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
關稅定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

關稅定率法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。
附則第五項中「昭和三十三年三月三十一日」を「昭和三十三年三月三十一日」に、「五年」を「二年」に改める。
附則第六項中「五年」を「二年」に改める。

附則第八項及び第十二項中「昭和三十三年三月三十一日」を「昭和三十三年三月三十一日」に改める。
附則第十五項中「昭和三十三年三月三十一日(大豆にあつては、昭和三十一年九月三十日以前で政令で定める日)」を「昭和三十三年三月三十一日」に改める。
附則第十六項中「昭和三十三年三月三十一日」に改める。
附則第十九項以下を一項ずつ繰り下げ、第十八項の次に次の一項を加える。

19 法の別表に掲げる物品のうち、別表丙号に掲げるものについて次の各号のいずれにも該当するときは、昭和三十五年三月三十一日までに輸入されるもの限り、政令で定めるところにより、品目及び期間を指定して、その關稅を輕減し、又は免除することができ

る。
一 これらの物品の需要が本邦における生産量をこえているため需給がひつ迫し、その價格が著しく上昇している場合又は著しく上昇するおそれがある場合に

本案のおもなる改正点について申し上げますと、第一点は、関稅減免の追加品目としたしまして、飼料製造用原料の大豆及び脱脂大豆、國際連合寄贈の教育宣伝用物品、養殖真珠の再輸出品、國際見本市で消費される物品等を追加規定しようとするものであります。第二点は、輸入稅表を改正して、國産品保護の見地より、セラックを無稅より一割五分に、DDTを二割から三割に、硫酸ニコチンを無稅から二割にする等、九つの品目の稅率引上措置を講ずるとともに、電子工業育成のために、二酸化ゲルマニウムを二割から五分に引き下げようとしております。その他、課稅原材料による製品輸出の場合の戻し稅新設、輸入違約品について返送の場合の戻し稅の整備等、所要の改正をしようとするものであります。

委員会の審議におきましては、關稅定率法の改正を二つの案に分つという立法形式についての質疑もございました。外国人の引越し荷物中に自動車等の關稅免除の問題があるが、これらについての質疑応答もありました。その他詳細は、會議録によつて御承知願いたいと思ひます。

質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもつて、衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。最後に、關稅定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案の、改正内容の概略を申し上げますと、第一点は、最近における經濟狀況等にかんがみ、昭和三十三年三月三十一日に期限が到来する重要機械類、給食用ミルク等の免稅措置、別表甲による小麦、A重油等の免稅措置、別表乙による原油、カーボンブラック等の輕減措置を昭和三十三年三月三十一日まで一年間延長しようとするものであります。第二点は、今回新しく別表丙を新設し、鉄鋼、特殊鋼について、その需要が逼迫し、かつ本邦の生産價格より高価である場合には、政令をもつて昭和三十五年三月三十一日までに輸入されるものに限り、その關稅を輕減または免除することができるとしようとするものであります。その他、重要機械類の用途外使用の制限期間の短縮、放射性元素及びその化合物の免稅品目追加等、所要の改正をしようとするものであります。

委員会の審議におきましては、鉄鋼の減免期限を三年間とした理由、石油会社の収益狀況等について、質疑応答がありました。詳細は會議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入り、平林委員より、「本法は、關稅定率法の特別措置とも言えるものであり、実情から見て適當でないものに減免を行なつていられるものもあり、不適當な利潤をもたらしている狀況であるから、賛成し得ない」との反対意見が述べられ、採決の結果、多数をもつて衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより四案の採決をいたします。

まず、資金運用部預託金利率の特例に關する法律の一部を改正する法律案

中小企業信用保險特別會計法の一部を改正する法律案

以上、三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(松野鶴平君) 給員起立と認めます。よつて三案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に、關稅定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第五、就学困難な児童のための教科用圖書の給与に對する国の補助に關する法律の一部を改正する法律案

日程第六、學校給食法の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上、兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。委員長の報告を求めます。文部省長岡三郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

就学困難な児童のための教科用圖書の給与に對する国の補助に關する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十三年三月二十日

衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 松野鶴平殿

就学困難な児童のための教科用圖書の給与に對する国の補助に關する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十三年三月二十日

衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 松野鶴平殿

學校給食法の一部を改正する法律案

學校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「小学校」を「小学校又は中学校」に、「児童」を「児童又は生徒」に改める。

第二条の各号列記以外の部分中「学齡児童」の下に「又は同法第三十九條第二項に規定する学齡生徒」を、「同法第二十一條第一項」の下に「(同法第四十條で準用する場合を含む。)」を加え、同條第一号中「学齡児童」の下に「又は学齡生徒」を加える。

附則

この法律、昭和三十三年四月一日から施行し、昭和三十三年度において使用される教科用圖書から適用する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

學校給食法の一部を改正する法律案

附則

この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

岡三郎君登壇、拍手

○岡三郎君 たいだいま議題となりました文教関係の二法案につきまして、委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、就学困難な児童のための教科用図書への給与に対する国の補助に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案の趣旨は、現行法におきまして、市町村が就学困難な小学校児童のために教科用図書と給与した場合には、国が予算の範囲内で所要経費を補助する制度が設けられておりますが、本制度の給与の対象を拡大して、中学校の生徒にも及ぼし、義務教育の円滑な実施を期せんとするものでありまして、改正内容は、法律の題名及び関係条文に所要の整理を行うものであります。

委員会の審議の過程におきまして、補助率の低下、補助対象人員の増加等、各般にわたり熱心に質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ることといたします。

質疑を終り、討論を省略して、直ちに採決をいたしましたところ、本法律案は、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、学校給食法の一部を改正する法律案について御報告いたします。

まず、本法律案の提案の理由とその内容を簡単に申し上げます。

現在の学校給食においては、学校給食費の負担が困難な小学校児童の保護者に対し、国が予算の範囲内で所要の経費の二分の一を補助する制度が設けられておりますが、本改正によって、学校給食に関する国の補助の範囲を、公立中学校の生徒と同様の事情にある者にまで拡大しようとするものであります。

委員会におきまして、各委員より熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知を願いたいと存じます。

かくして、討論に入りましたところ、野本委員より、本案に賛成の意見が述べられた上、各派を代表して、次の付帯決議を付すべき旨の提案がありました。付帯決議案を朗読いたします。

本委員会は、学校給食法の一部を改正する法律案を可決するに際し、左の付帯決議を付し、政府に対して、そのすみやかな実施を要望する。

一、学校給食の趣旨を達成し、そのすみやかな普及をはかるため、十分に適切な予算措置を講ずること。

一、学校給食の重要性にかんがみ、義務教育諸学校並びに夜間課程を置く高等学校に、栄養士を置くより所要の措置を講ずるとともに、学校給食に従事する職員自身の身分の確立とその給与費国庫補助の手段を講ずること。

以上であります。

かくて、採決の結果、本法律案は、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。なお付帯決議も、全会一致、これを可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって両案は、全会一致をもって可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第七、自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長松澤兼人君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十二年三月二十八日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長松野鶴平殿

自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

自転車競技法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「三月三十一日」を「九月三十日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

松澤兼人君登壇、拍手

○松澤兼人君 たいだいま議題となりました自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本改正案は、昭和二十九年に成立いたしました自転車競技法等の臨時特例に関する法律が、本年三月三十一日をもって失効いたしますので、これを半年間、すなわち本年九月三十日まで延長することを内容とするものであります。なお、競輪、オート・レースの根本的改正の問題につきましては、別途自転車競技法、小型自動車競走法のおおの二部改正法案が提案されております。

次に、本改正案の委員会における審議でございますが、その詳細は会議録に譲るといたしまして、他の二改正案との関連において、競輪等の一連の射幸的行為に対する政府の考え方並びに将来の対策、あるいは現行の競輪運営

審議会の運用上の問題等につき、政府との間に活発な論議がありましたこと

を申し添えておきます。

かくて、質疑を終了し、直ちに討論に入りましたところ、日本社会党を代表いたしました阿貝根委員より、「本改正案には一応賛成であるが、その賛成の意味は、たとえ地方財政に寄与する等の利益があるとは言え、戦後の荒廃が着々復興し、安定を見ている現在、いつまでもこのような賭博的行為を許しておくべきでなく、われわれは競輪

その他一連の賭博的法律は、昭和三十四年四月一日を目途として廃止する法律案を提出する用意があるので、暫定的に臨時特例法の六カ月延長に賛成する」との意見の開陳がありました。

以上で討論を終り、採決いたしましたところ、本改正案は、全会一致をもって可決すべきものと決定した次第であります。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第八、国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案

日程第九、港灣法の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)

昭和三十三年三月二十日 参議院會議録第二十一号 国有鉄道運賃法の一部を改正する法律(案外二件)

別表第一

第四条の規定による航路普通旅客運賃表

航 路 別	三 等 運 賃	二 等 運 賃
青 森 函 館 間	円 250	円 500
宇 野 高 松 間	60	120
仁 方 堀 江 間	170	340
宮 島 口 宮 島 間	20	
大 島 小 松 港 間	30	
下 関 門 司 港 間	40	

以上、両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり
 ○議長(松野鶴平君) 御異議ないと思えます。
 ます、委員長の報告を求めます。運輸委員長戸叶武君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕
 国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案
 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
 昭和三十三年三月二十日
 衆議院議長 益谷 秀次
 参議院議長 松野鶴平殿

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案
 国有鉄道運賃法の一部を改正する法律
 国有鉄道運賃法(昭和二十三年法律百十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「二十円十銭」を「四十円十銭」に、「二十円四十五銭」を「四十円六十五銭」に、「七十五銭」を「八十五銭」に、「五十円十銭」を「五十五銭」に改める。
 別表第一から第三までを次のように改める。

別表第二

第六条第一項の規定による急行料金

種別	地 帯 別	三 等 料 金	二 等 料 金	一 等 料 金
特別急行料金	400キロメートルまで	円 600	円 1,200	円 1,800
	800キロメートルまで	800	1,600	2,400
	1,200キロメートルまで	1,000	2,000	3,000
	1,200キロメートルをこえるもの	1,200	2,400	3,600
急行料金	300キロメートルまで	230	460	690
	600キロメートルまで	350	700	1,050
	900キロメートルまで	460	920	1,380
	1,200キロメートルまで	580	1,160	1,740
	1,200キロメートルをこえるもの	690	1,380	2,070
準急行料金	150キロメートルまで	70	140	210
	300キロメートルまで	120	240	360
	600キロメートルまで	180	360	540
	900キロメートルまで	230	460	690
	900キロメートルをこえるもの	290	580	870

別表第三

第七条第二項の規定による車扱貨物賃率表

(一グラムトンにつき)

等 級 キ ロ 程	普 通												特 別		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
5	210	168	136	115	107	103	100	95	91	87	83	79	89	84	79
10	249	199	162	137	127	122	118	113	108	103	98	93	106	100	93
15	288	230	187	158	147	141	137	131	125	120	114	108	122	115	108
20	327	262	213	180	167	160	155	149	142	136	129	123	139	131	123
25	366	293	238	201	187	180	174	167	159	152	145	137	156	147	137
30	405	324	264	223	207	199	193	184	176	168	160	152	172	162	152
35	445	356	289	245	227	218	211	202	193	185	176	167	189	178	167
40	484	387	314	266	247	237	230	220	210	201	191	181	206	194	181
45	523	418	340	288	267	256	248	238	227	217	207	196	222	209	196
50	562	450	365	309	287	275	267	256	245	233	222	211	239	225	211
55	601	481	391	331	307	295	286	274	262	250	238	225	256	241	225
60	640	512	416	352	327	314	304	291	279	266	253	240	272	256	240
65	680	544	442	374	347	333	323	309	296	282	268	255	289	272	255
70	719	575	467	395	367	352	341	327	313	298	284	270	305	287	270
75	758	606	493	417	387	371	360	345	330	315	299	284	322	303	284
80	797	638	518	438	407	391	379	363	347	331	315	299	339	319	299
85	836	669	544	460	426	410	397	380	364	347	330	314	355	334	314
90	875	700	569	481	446	429	416	398	381	363	346	328	372	350	328
95	915	732	594	503	466	448	434	416	398	380	361	343	389	366	343
100	954	763	620	524	486	467	453	434	415	396	377	358	405	381	358
110	1,000	800	650	550	510	490	475	455	435	415	395	375	425	400	375
120	1,046	837	680	575	534	513	497	476	455	434	413	392	445	419	392
130	1,093	874	710	601	557	535	519	497	475	453	432	410	464	437	410
140	1,139	911	740	626	581	558	541	518	495	473	450	427	484	456	427
150	1,185	948	770	652	604	581	563	539	516	492	468	444	504	474	444
160	1,232	985	801	677	628	603	585	560	536	511	486	462	523	493	462
170	1,278	1,022	831	703	652	626	607	581	556	530	505	479	543	511	479
180	1,324	1,059	861	728	675	649	629	603	576	550	523	497	563	530	497
190	1,371	1,096	891	754	699	672	651	624	596	569	541	514	582	548	514
200	1,417	1,133	921	779	723	694	673	645	616	588	560	531	602	567	531
210	1,463	1,170	951	805	746	717	695	666	636	607	578	549	622	585	549
220	1,509	1,207	981	830	769	739	717	686	656	626	596	566	641	603	566
230	1,555	1,244	1,010	855	793	762	733	707	676	645	614	583	661	622	583
240	1,600	1,280	1,040	880	816	784	760	728	696	664	632	600	680	640	600
250	1,646	1,317	1,070	905	840	807	782	749	716	683	650	617	700	659	617
260	1,692	1,354	1,100	931	863	829	804	770	736	702	668	635	719	677	635
270	1,738	1,390	1,130	956	886	852	826	791	756	721	687	652	739	695	652
280	1,784	1,427	1,160	981	910	874	847	812	776	740	705	669	758	714	669
290	1,830	1,464	1,189	1,006	933	897	869	833	796	759	723	686	778	732	686
300	1,876	1,501	1,219	1,032	957	919	891	853	816	778	741	703	797	750	703
310	1,922	1,537	1,249	1,057	980	942	913	874	836	798	759	721	817	769	721
320	1,968	1,574	1,279	1,082	1,003	964	935	895	856	817	777	738	836	787	738
330	2,014	1,611	1,309	1,107	1,027	987	956	916	876	836	795	755	856	805	755
340	2,059	1,647	1,339	1,133	1,050	1,009	978	937	896	855	813	772	875	824	772
350	2,105	1,684	1,368	1,158	1,074	1,032	1,000	958	916	874	832	790	895	842	790
360	2,151	1,721	1,398	1,183	1,097	1,054	1,022	979	936	893	850	807	914	860	807
370	2,197	1,758	1,428	1,208	1,121	1,077	1,044	1,000	956	912	868	824	934	879	824
380	2,243	1,794	1,458	1,234	1,144	1,099	1,065	1,021	976	931	886	841	953	897	841
390	2,289	1,831	1,488	1,259	1,167	1,122	1,087	1,041	996	950	904	858	973	916	858
400	2,335	1,868	1,518	1,284	1,191	1,144	1,109	1,062	1,016	969	922	876	992	934	876
410	2,380	1,904	1,547	1,309	1,214	1,166	1,130	1,083	1,035	988	940	892	1,011	952	892
420	2,425	1,940	1,576	1,334	1,237	1,188	1,152	1,103	1,055	1,006	958	909	1,030	970	909
430	2,470	1,976	1,605	1,358	1,260	1,210	1,173	1,124	1,074	1,025	976	926	1,050	988	926

昭和三十三年三月三十日 参議院會議録第二十一号 国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案外一件

440	2,515	2,012	1,635	1,383	1,232	1,195	1,144	1,094	1,044	993	943	1,069	1,006	943	
450	2,560	2,048	1,664	1,408	1,306	1,254	1,216	1,165	1,114	1,062	1,011	960	1,086	1,024	960
460	2,605	2,084	1,693	1,433	1,329	1,277	1,237	1,185	1,133	1,081	1,029	977	1,107	1,042	977
470	2,650	2,120	1,723	1,458	1,352	1,299	1,259	1,206	1,153	1,100	1,047	994	1,126	1,060	994
480	2,695	2,156	1,752	1,482	1,375	1,321	1,280	1,226	1,172	1,119	1,065	1,011	1,145	1,078	1,011
490	2,740	2,192	1,781	1,507	1,398	1,343	1,302	1,247	1,192	1,137	1,082	1,028	1,165	1,096	1,028
500	2,785	2,228	1,810	1,532	1,421	1,365	1,323	1,267	1,212	1,156	1,100	1,045	1,184	1,114	1,045
525	2,895	2,316	1,882	1,592	1,476	1,418	1,375	1,317	1,259	1,201	1,143	1,086	1,230	1,158	1,086
550	3,004	2,403	1,953	1,652	1,532	1,472	1,427	1,367	1,307	1,247	1,187	1,127	1,277	1,202	1,127
575	3,114	2,491	2,024	1,713	1,588	1,526	1,479	1,417	1,354	1,292	1,230	1,168	1,323	1,245	1,168
600	3,223	2,579	2,059	1,773	1,644	1,579	1,531	1,467	1,402	1,338	1,273	1,209	1,370	1,289	1,209
625	3,333	2,666	2,166	1,833	1,700	1,633	1,583	1,516	1,450	1,383	1,316	1,250	1,416	1,333	1,250
650	3,442	2,754	2,237	1,893	1,756	1,687	1,635	1,566	1,497	1,429	1,360	1,291	1,463	1,377	1,291
675	3,552	2,841	2,308	1,953	1,811	1,740	1,687	1,616	1,545	1,474	1,403	1,332	1,509	1,421	1,332
700	3,661	2,929	2,380	2,014	1,867	1,794	1,739	1,666	1,593	1,519	1,446	1,373	1,556	1,464	1,373
725	3,771	3,016	2,451	2,074	1,923	1,848	1,791	1,716	1,640	1,565	1,489	1,414	1,602	1,508	1,414
750	3,880	3,104	2,522	2,134	1,979	1,901	1,843	1,765	1,688	1,610	1,533	1,455	1,649	1,552	1,455
775	3,990	3,192	2,593	2,194	2,035	1,955	1,895	1,815	1,735	1,656	1,576	1,496	1,695	1,596	1,496
800	4,099	3,279	2,664	2,254	2,090	2,009	1,947	1,865	1,783	1,701	1,619	1,537	1,742	1,640	1,537
825	4,209	3,367	2,735	2,315	2,146	2,062	1,999	1,915	1,831	1,747	1,662	1,578	1,788	1,683	1,578
850	4,318	3,454	2,807	2,375	2,202	2,116	2,051	1,965	1,878	1,792	1,706	1,619	1,835	1,727	1,619
875	4,427	3,542	2,878	2,435	2,258	2,169	2,103	2,014	1,926	1,837	1,749	1,660	1,882	1,771	1,660
900	4,537	3,629	2,949	2,495	2,314	2,223	2,155	2,064	1,974	1,883	1,792	1,701	1,928	1,815	1,701
925	4,646	3,717	3,020	2,555	2,370	2,277	2,207	2,114	2,021	1,928	1,835	1,742	1,975	1,859	1,742
950	4,756	3,805	3,091	2,616	2,425	2,330	2,259	2,164	2,069	1,974	1,879	1,783	2,021	1,902	1,783
975	4,865	3,892	3,162	2,676	2,481	2,384	2,311	2,214	2,116	2,019	1,922	1,825	2,068	1,946	1,825
1,000	4,975	3,980	3,234	2,736	2,537	2,438	2,363	2,264	2,164	2,065	1,965	1,866	2,114	1,990	1,866
1,050	5,194	4,155	3,376	2,857	2,649	2,545	2,467	2,363	2,259	2,155	2,052	1,948	2,207	2,077	1,948
1,100	5,413	4,330	3,518	2,977	2,760	2,652	2,571	2,463	2,355	2,246	2,138	2,030	2,300	2,165	2,030
1,150	5,632	4,505	3,660	3,097	2,872	2,760	2,675	2,562	2,450	2,337	2,225	2,112	2,393	2,253	2,112
1,200	5,851	4,680	3,803	3,218	2,984	2,867	2,779	2,662	2,545	2,428	2,311	2,194	2,486	2,340	2,194
1,250	6,070	4,856	3,945	3,338	3,095	2,974	2,883	2,762	2,640	2,519	2,398	2,276	2,579	2,428	2,276
1,300	6,289	5,031	4,087	3,459	3,207	3,081	2,987	2,861	2,735	2,610	2,484	2,358	2,672	2,515	2,358
1,350	6,508	5,206	4,230	3,579	3,319	3,189	3,091	2,961	2,831	2,701	2,570	2,440	2,765	2,603	2,440
1,400	6,726	5,381	4,372	3,699	3,430	3,296	3,195	3,060	2,926	2,791	2,657	2,522	2,859	2,691	2,522
1,450	6,945	5,556	4,514	3,820	3,542	3,403	3,299	3,160	3,021	2,882	2,743	2,605	2,952	2,778	2,605
1,500	7,164	5,731	4,657	3,940	3,654	3,511	3,403	3,260	3,116	2,973	2,830	2,687	3,045	2,866	2,687
1,550	7,383	5,906	4,799	4,061	3,765	3,618	3,507	3,359	3,212	3,064	2,916	2,769	3,138	2,953	2,769
1,600	7,602	6,082	4,941	4,181	3,877	3,725	3,611	3,459	3,307	3,155	3,003	2,851	3,231	3,041	2,851
1,650	7,821	6,257	5,084	4,302	3,989	3,832	3,715	3,559	3,402	3,246	3,089	2,933	3,324	3,128	2,933
1,700	8,040	6,432	5,226	4,422	4,100	3,940	3,819	3,658	3,497	3,337	3,176	3,015	3,417	3,216	3,015
1,750	8,259	6,607	5,368	4,542	4,212	4,047	3,923	3,758	3,593	3,428	3,262	3,097	3,510	3,304	3,097
1,800	8,478	6,782	5,511	4,663	4,324	4,154	4,027	3,857	3,688	3,518	3,349	3,179	3,603	3,391	3,179
1,850	8,697	6,957	5,653	4,783	4,435	4,262	4,131	3,957	3,783	3,609	3,435	3,261	3,696	3,479	3,261
1,900	8,916	7,133	5,795	4,904	4,547	4,369	4,235	4,057	3,878	3,700	3,522	3,344	3,789	3,566	3,344
1,950	9,135	7,308	5,937	5,024	4,659	4,476	4,339	4,156	3,974	3,791	3,608	3,426	3,882	3,654	3,426
2,000	9,354	7,483	6,080	5,145	4,770	4,583	4,443	4,256	4,069	3,882	3,695	3,508	3,975	3,741	3,508
2,050	9,573	7,658	6,222	5,265	4,882	4,691	4,547	4,356	4,164	3,973	3,781	3,590	4,068	3,829	3,590
2,100	9,792	7,833	6,364	5,385	4,994	4,798	4,651	4,455	4,259	4,064	3,868	3,672	4,161	3,917	3,672
2,150	10,011	8,008	6,507	5,506	5,105	4,905	4,755	4,555	4,355	4,154	3,954	3,754	4,254	4,004	3,754
2,200	10,230	8,184	6,649	5,626	5,217	5,013	4,859	4,654	4,450	4,245	4,041	3,836	4,347	4,092	3,836
2,250	10,449	8,359	6,791	5,747	5,329	5,120	4,963	4,754	4,545	4,336	4,127	3,918	4,440	4,179	3,918
2,300	10,668	8,534	6,934	5,867	5,440	5,227	5,067	4,854	4,640	4,427	4,214	4,000	4,533	4,267	4,000
2,350	10,887	8,709	7,076	5,988	5,552	5,334	5,171	4,953	4,736	4,518	4,300	4,083	4,626	4,354	4,083
2,400	11,105	8,884	7,218	6,108	5,664	5,442	5,275	5,053	4,831	4,609	4,387	4,165	4,720	4,442	4,165
2,450	11,324	9,059	7,361	6,228	5,775	5,549	5,379	5,153	4,926	4,700	4,473	4,247	4,813	4,530	4,247
2,500	11,543	9,234	7,503	6,349	5,887	5,656	5,483	5,252	5,021	4,791	4,560	4,329	4,906	4,617	4,329
2,550	11,762	9,410	7,645	6,469	5,999	5,764	5,587	5,352	5,117	4,881	4,646	4,411	4,999	4,705	4,411
2,600	11,981	9,585	7,788	6,590	6,110	5,871	5,691	5,451	5,212	4,972	4,733	4,493	5,092	4,792	4,493

昭和三十三年三月三十日 参議院會議録第二十一号 国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案外一件

り、そのおもなる点を申し上げますと、その目的については、政府の答弁は、「国鉄の累積した老朽施設の取りかえと輸送力増強並びに鉄道近代化の推進をはかるための五カ年計画の達成にあり」とのことでありましたが、これに対し、要員、資材並びに資金の調達については懸念から、各委員より、こもこも熱心な質疑が行われましたが、要員の点に関しては、政府並びに国鉄当局より、「経営の合理化及び配置転換等により、その充足に努力する」との答弁でありました。次に、国鉄五カ年計画と自立経済計画とにつきましては、宇田国務大臣より詳細な答弁がありましたが、国鉄五カ年計画の年率の伸びが四・五%と見た点、その他、国鉄以外の輸送機関との間の輸送の配分等につき質疑が行われ、この点に関しては、関係大臣及び国鉄当局より、それぞれ本計画樹立に至る経過について答弁がありましたが、国鉄の貨物輸送の配分は、「計画完成時に、ほぼ全輸送機関の五二・六%の輸送の分担を受け持つ計画である」とのことでありました。なお、五カ年計画が完成したときの輸送の伸びについての答弁としては、「旅客は一三九%、貨物は一三四%になり、現状より輸送が緩和される」とのことでありましたが、これらの点については、各委員より、相当の質疑が行われました。次は、物価に関する点であります。これにつきましては、大蔵大臣より、「自由経済のもとにおいて、各産業の伸びが普通である」との趣旨の答弁がありました。最後に、「国鉄はその公共的性格にかんがみ、収支を度外視して施行す

べき性質のものがあるので、老朽施設の取りかえ、新線建設等、施設の拡充に要する資金は、運賃値上げによらず、国の財政的助成によるべきではないか」との質疑に対して、運輸、大蔵両大臣より、「全額国の出資である公共企業体としての国鉄の現状においては、今日の段階において、この程度の収支の不足は財政的投融資によるよりも、これを利用する者の負担によることを適当と認められた」との答弁がありました。その他、国鉄の経営合理化に関し、財産管理、車両の新造計画、電化、燃料問題等、国鉄経営の各般の事項に關し、詳細にわたり質疑が行われましたが、これらは会議録により御承知願います。なお、このたびの運賃値上げによる農林水産物資の影響については、特別の措置を講ずる物資については、特別の措置を講ずることにいたす旨詳細な答弁がありましたが、この点も会議録につき御承知を願います。

以上で質疑を終り、直ちに討論に入りましたところ、相澤委員より、日本社会党の立場から反対意見を開陳せられ、その理由として、まず「政府は運賃法の改正目的として、老朽施設の取りかえ、輸送力の増強並びに経営の合理化をうたっているが、輸送の緩和とできるかいな疑問であり、また値上げによる物価の上昇は、国民生活をますます圧迫して行くことは必至である」といふ点、政府の交通政策の一貫性なきこと、及び政府は国鉄の公共企業体としての性格を考へず、財政投融資の道を選ばず、利用者の負担及び従業員

の労働強化により五カ年計画を実施せんとおる点、また、この計画により増加する工事量並びに業務量の増加に対し、要員措置がなされていないこと、そのおもなる反対理由の項目であります。次に、自由民主党を代表して大島委員より、賛成の旨述べられ、その理由として、「今日の経済発展の隘路の一つである国鉄の輸送力を打開し、拡大することは、日本経済のために緊急を要することであり、五カ年計画の資金の一部を利用者の負担として運賃値上げに求めることは適切な措置であり、また、この措置によって輸送調整がはかられていることも妥当な措置である。なお、五カ年計画の実施により輸送が円滑となり、物資の流通がひんぱんになることは、インフレのおそれもなく、むしろ思ふので、この改正案には賛成である」との意見の開陳がありました。さらに、これに加えて、政府並びに国鉄に対して、「経営の合理化を一そう強化し、あわせて五カ年計画をさらに拡大することを要する」との旨述べられました。次に、日本共産党を代表して岩間委員より、「政府並びに国鉄は、経済発展のための隘路打開のため五カ年計画を樹立したと言いが、この計画は、机上のプランで、その言ふところの輸送の緩和も微々たるものであり、また、その隘路打開と称するのは、独占資本の隘路打開の感がある。また、五カ年計画の実施に当っては、倍加する工事量も、資材の充足には何らの施策もなく、要員の手計画も確立せられておらず、要する五カ年計画は動搖性のある非科学的根拠に立っている。かつ総合的交通政策も考慮されておらない。かくのごとき五カ年計画により、運賃値上げをなさんとすることは、大衆に奉仕

するものでなく、大衆の負担と労働強化によって行われるものであり、かかる運賃値上げには反対である」との趣旨の意見の開陳がありました。最後に、緑風会の多数意見に基づき、加賀山委員より、「法律改正の基調となった五カ年計画は、経済の発展に欠くべからざるものであり、また鉄道運賃は、私経済の観点に立ち、輸送原価を償ふことが必要であつて、また、他の交通機関との輸送調整の上からも均衡のとれた運賃であることを要するが、今回の法律改正は、その意味からも賛成である」との趣旨の意見の開陳があり、続いて、「経営の合理化に、さらに一段と努力をなし、五カ年計画の実施に當つては、十分に実施計画を練り、その達成にそぐを来たさざるよう」、また、労働関係についての正常な運営方について、強く要望がありました。以上で討論を終り、採決に入りましたところ、多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

次に、港灣法の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。

船舶の大型化は、世界的な傾向でありまして、わが国の港灣につきましても、これに即応して整備をはかる必要がある理由によりまして、これに追随し得ない事情にありますので、この際、産業関連港灣施設を急速に整備いたすために、企業合理化促進法に定める受益事業者負担制度を活用することとし、この場合においては、国と港灣管理者の負担の均衡をはかりました。港灣法における港灣工事費の負担割合の改正を行おうというが、この法案の提案理由の要旨であります。

次に、そのおもなる要旨について申し上げますと、次の通りであります。

基本的施設の工事費用につきましては、国と港灣管理者がそれぞれ五割ずつ負担することを定めておりましたが、この改正案におきましては、企業者が五割を負担する場合は、国と港灣管理者の負担割合を二割五分ずつにすることを原則にしたものであります。しかしながら、地方財政の再建に資するため、その財政負担の軽減をはかるための臨時立法である地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に關する法律が効力を有する間は、国が三割、港灣管理者が二割の負担割合としようとするものであります。

質疑に入りまして、この改正法律案の運用に關し、事業者の申請と工事の実施等につきまして種々質疑が行われたのでありますが、これらの質疑に対し、政府委員より、「事業者より改正法律案による申請があつた場合は、当該工事が、事業者の企業合理化に役立ち、また一般公衆の利益にもなる場合には実施することとした」といふ趣旨の答弁がありました。ほか、改正法律案の運用に關する事項につき若干の答弁がありました。

次に、討論に入りましたところ、松浦委員より、「船舶の大型化は海運界の趨勢であつて、特にタンカーにおいて顕著であり、港灣の整備は焦眉の急務である。政府の港灣整備計画をもつては、かかる海運界の趨勢に追随し得ない状態にあるから、さらに港灣の整備を強化することを要望して、本法律案に賛成する」との趣旨の意見が述べられました。

採決に入りましたところ、本法律案は、原案通り可決すべきものと全会一致をもって決定した次第であります。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。柴谷要君。

〔柴谷要君登壇、拍手〕

○柴谷要君 私は日本社会党を代表して、ただいま上程になりました国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行わんとするものであります。

思うに、国鉄の消長がわが国の産業経済に重大なる影響を持つておること、今さら警告を要しないところであり、それゆえにこそ、政府は、今回の運賃法改正に当って、国鉄の輸送力を飛躍的に増大し、いわゆる輸送の隘路を開閉して、国家の産業経済活動、特に国民生活に、より大なる貢献をいたしたいと申しているのも、これがためであらうと信じます。過去数年來、わが党は同様の見地から、国鉄経営の合理化、近代化について政府並に国鉄当局に対し、しばしば警告を発して参ったのであります。政府は、基幹産業の重点施策と称して、一方において、他の基幹産業に対し莫大な資金、資材、いわば傾斜的につき込み、たとえは造船のごときは、必要以上の援助さえ与えながら、他方、全産業の基礎となるべき陸運、ことにその基幹たるべき国鉄には、何らの対策を講ずることなく、これを放置し、従來、合理化と言えは、ただいたすらに国鉄職員に努力、血のたじむような労働強化にのみ依存するというのがその実情

であつて、ついに今日の輸送の大混乱を招来するに至つたことは、私の最も遺憾とするところであり、(拍手)もたらされた最近のわが国産業経済の飛躍的な膨張発展のために、輸送需要の画期的増大が起り、さらに二年連続の農産物の豊作等々により、輸送の隘路はいよいよ増大をし、それがために豊作貧乏といひ、泣くにも泣けない悲劇が全国至るところに繰出する現象を呈したことは、諸君のひとしく承知されることであり、交通政策に対する政府の無為無策は断じて許さるべきものではありませぬ。しかして、おきればせながら、ここにようやく気のついた政府は、国鉄再建五カ年計画なるものを発表して国民の目をこまかしくおといたしておるのであります。しかしそれと同時に、これに便乗し、その財源と称して国鉄運賃の値上げを打ち出したのであります。しかしながら、今回の国鉄運賃の値上げは、その理由に乏しく、合理性を欠き、しかも他の適切な方策をもつてすれば、運賃値上げを行ふことなく、その再建計画を遂行し得るのであります。国民のとうてい承服し得るところではないのであります。すなわち政府の運賃引き上げの理由は、第一に、累積する老朽施設の取りかえを行なつて輸送の安全を確保し、第二に、電化、ダイヤセル化等によつて国鉄経営の近代化をはからんとするものであります。が、いやしくも国鉄の累積した老朽施設は、一朝にして起つたものではありませぬ。長い戦争によつて極度の酷使を行ひながら、補強の道は断たれ、加うるに耐用命数を無視した無計画使

用、さらに戦後混乱したインフレ経済の犠牲によるものであつて、その復旧をもつばら運賃にしわ寄せすべき性質のものにあらざることは明白であります。換言すれば、戦時、国家の無謀な酷使の結果、その責任はあけて国すなわち政府が負うべきであります。かかる事例に備へるためにこそ、日本国有鉄道法は、その第五条第二項に、「政府は、必要があるとき認めるときは、予算に定める金額の範囲内において、日本国有鉄道に追加して出資することができ」と規定しているものであります。しかるに政府は、今日までこれを顧みることなく放置したておつたことは、明らかに政府の怠慢といふも過言ではないと思ひます。政府は、みずからの責任を回避するため、今回、国鉄運賃の値上げを行い、値上げ率一三〇％中、五〇％をもつて老朽施設の取りかえに充當するといふに至つては、全く言語道断と言わざるを得ないのであります。(拍手)何ゆゑならば、国有鉄道運賃法第一条に、運賃策定の基礎基準に、運賃及び料金は原則として原価をまかなふものであることと定めておられます。運賃策定の基礎として原価主義をとつてゐることは明らかであつて、戦時中及び戦後の償却不足を、あつた国鉄利用者運賃として負担を負わしめることは、明らかにこの原価主義を逸脱せるものと云わなければなりません。その復旧は、運賃値上げによるにあらずして、当然、政府自身みずから負担すべきものでありましょ。従つてわれわれは、この観点より、今回の国鉄運賃値上げには絶対賛成することができないのでございませぬ。(拍手)

第二点として、国鉄の電化、ダイヤセル化等による設備施設の近代化であります。が、宮澤運輸大臣は提案理由の説明において、政府は、さきに臨時日本国有鉄道経営調査会を設置して、広く民間有識者の意見を聴取したと申し、運輸当局は、あたかも運賃値上げが経営調査会の至上命令であるかのごとく宣伝これ努めておられます。が、経営調査会はその答申の中で、工事経費の必要規模及びその資金調達方法の項で、国鉄近代化のため、電化にダイヤセル化、客貨車の増備などのごとき、将来、収益の増加が見込まれ、少くとも収益の増加の裏づけのあるものについては、外部資金によることを明確に規定してゐるのであります。換言すれば、建設工事はもちろん、改良工事といへども、採算上収益増加可能なるものは、外部より資金を導入することが企業会計の立場から適當であるとしておるのであります。しかるに、本年度国鉄予算は、経営調査会答申の原則を無視し、将来、収益の存否いかんにかかわらず、そのすべてを運賃値上げ案に依存せしめてゐることは、明らかに経営調査会への挑戦といつても過言でないと思ひます。現在政府の提案によれば、現在施行中の山陽本線、東北線、北陸線の電化工事六十一億八千万円、これに伴う電気機関車、電車等の百二十三億円、さらに通勤輸送機と対策の東京、大阪付近の六十六億円、電車増備の四十四億円等、すなわち運賃値上げ一三〇％中の五〇％をここに計上いたしたのであります。これは明らかに経営調査会の意見に違反をし、運賃原則の原価主義を乱るものと言わなければなりません。さらに七十五億円、すなわち残りの三〇％の固定資産に基く地方公共団体への納付金、端的に申せば、明らかに政府の地方財政政策の貧困に基因するものであつて、これこそ当然政府がその責任において解決すべきものであるにもかかわらず、国鉄利用者による負担をあえて押しつけるがごときは、私どもの断じて了解し得ざるどころであります。

第三点として、国鉄をめぐる醜悪の数々であります。国鉄当局の言をかりて申しますならば、血のたじむような努力をいたしておるにかかわらず、次から次へと国民をして、またかの感を抱かしてゐるのであります。汚職汚職の連続であり、本国会においても問題になつてゐる高架下又貸し事件を初め、鉄友会問題その他多数の外部団体の不当利得、固定資産売却等にからむ不正事件等々、数多の醜事実は、あつて国民の国鉄に対する怒りとなつて、国鉄の信用は、もはや地を払つて申すも過言ではないのであります。(拍手)かかる内部の不正を徹底的に究明することなく、輸送力増強の美名に名をかりて、運賃値上げを断行するがごときは、まことに思わざるもはなはだしきものと云わなければなりません。しかも、今回の運賃値上げの内容が、旅客運賃の値上げ、特に百五十キロ以内の通勤者、勤労者大衆の値上げに重点が置かれ、ために、中には十割値上げに達する部分も存在するのであつて、かかる無謀な値上げは、われわれの断じて許し得ないところでありませぬ。(拍手)勤労大衆のふところを直接奪く三等旅客運賃は、元來、従來の運賃率をもつてするも、すでに黒字

であり、反対に、独占資本の独占物資と音われる貨物運賃は、ほとんど大多数が運賃原価主義を著しく下回るものであります。かくのごとく、独占資本の物資輸送は犠牲運賃をもってし、そのために生じたる赤字を勤労大衆の近距離運賃の黒字をもってカバーするといふ運賃制度を、今回の値上げをもって、さらにその不合理を拡大せんとしているの、われわれは、かかる無謀なる法律案を断じて許し得ないのであります。(拍手)いわんや、国鉄運賃値上げが、直接間接インフレを助長する要因となり、国民生活に多大の悪影響を及ぼし、なかんずく低収入大衆に重大なる犠牲を強要するものであるから、この際、わが党はこれを許すことができないのであります。

以上、運賃値上げの反対理由の概要を申し述べましたが、他方、国鉄の輸送力増強は、目下焦眉の急を要することとは言を待ちません。ゆえに、この際、私は以下これが対策の大綱について申し述べ、わが党の立場を明らかにいたしたいと存するのであります。

今回の値上げ額三百六十五億円の見返り財源として、第一に、政府はさき二、千億円近くあると申しているのではありませんから、まず、政府の借入金五百八十五億円を、日本国有鉄道法第五條の規定に基いて資本金に繰り入れられることによつて、返済金五十五億円の節減をし、さらに、資金運用部からの借入金八十億円を百二十四億円とし、公算債二百十五億円を三百十五億円に増加をし、利子補給五億円を加えて、政府原案よりも計二百四億円増加計上、この金額と値上げ額三百六十五億

円との差、百六十一億円については、固定資産による納付金七十五億円中、昨年と同額の三十七億円を納付することとしたし、さらに三十八億円を浮かし、他方、本年度は五カ年計画の初年度であるから、物資調達に困難、要員不足、その他諸般の情勢を考慮して、工事勘定一千六十九億円中、百億円程度減額することが適当なりと考えられるのであります。かくのごとくするならば、運賃値上げを取りやめても、なおかつ、国鉄のいわゆる五カ年計画はりっぱに遂行できるではありませんか。従つて、運賃値上げを用いずして、適切な五カ年計画初年度の事業は、これを遂行し得るはずであります。さらに、国鉄当局において解決すべき高架下問題を初め、国鉄資産の適正な管理運営により、決算委員会で指摘された幾多の事件を大胆に勇敢に、しかも誠実に履行することによつて、国鉄の財政基礎は一段と強化されるのであります。私はここに国民の名において、強く要望してやまないとこゝろであります。政府は、わが国経済発展と国民生活安定のために、すみやかにかかる無謀なる国鉄運賃値上げ案を撤回し、社会党修正意見によつて、目的を達成すべきであると信じます。

これに対し、諸君の御賛成、御協力を望み、私の反対討論を終る次第であります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 市川房枝君。
市川房枝君登壇、拍手。
市川房枝君 私は、ただいま議題となつております国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案、すなわち鉄道運賃の値上げに反対でございます。(拍手)

今度の汽車賃の値上げに対して、国民の各層が強く反対していることは皆様御承知の通りでございますが、家庭の財布を預かつております主婦たちも反対をいたしております。(拍手)家庭の主婦で組織されております東京の主婦連合会を初め、大阪の関西主婦連合会、大阪主婦の会及び全国に七百万の会員を持つております全国地域婦人団体連絡協議会の四団体、国会、政府、国鉄当局に反対の陳情をいたしております。それらの文書によりますと、婦人たちは、洞爺丸、紫雲丸、参宮線等の事故や、朝夕のラッシュ時における殺人的な混雑、サービスの低下等を初め、いわゆる鉄道会館問題、外郭団体、トンネル会社の問題、国鉄従業員家族パスの問題等々経営上のルーズなことを非難しております。また、運賃値上げによる諸物価の騰貴が家庭に及ぼす影響を心配しております。危険なトンネルや鉄橋、車両等は早く直してもらいたい。あの混雑を少しでも緩和してもらいたい。そのために金が必要なのはわかりますが、その金は、もつと国鉄の経営を上手にし、節約すれば出てくるのだらうと婦人たちは考えております。

国鉄は約二兆一千億円の資産を持ち、一年の収支が約五千億円で、職員が四十四万七千七百二十五人という膨大な企業でありまして、私のような数字に暗いしるうとは、なかなかわかりません。運輸委員会は、国鉄の幹部だった方々、国鉄労組の幹部だった方々が半数ぐらいおいでになりました。そつういり中で質問をするのは、ちよつと勇気が要りますが、しかし、大衆の立場に立つて、素朴な質問を運

輸当局並びに国鉄当局にいたしました。そして私としては、次のような結論に達したのであります。

第一に、婦人団体を取り上げております国鉄の経営のルーズな点については、運輸大臣が任命されました国鉄経営調査会の七カ月にわたつての調査の結果、国鉄に対し、血のにじむような経営合理化の要望が行われ、それがある程度実行されておるようでありました。しかし、まだまだ合理化する余地が多分にあるとの印象を受けました。それは、たまたま衆議院決算委員会に摘発されましたガード下の鉄道用地の問題なんか、それを明らかに示しております。もつとも、この合理化並びに節約で、国鉄が今度の平均一割三分の運賃値上げで予定しております収入の三百六十五億円全部を生み出すことは無理かもしれせん。

第二に、国鉄の経営の現状を見ますと、旅客の収入は黒字であるのに、貨物が赤字となつております。貨物には、いろいろな割引制度があり、大企業の資材等の運賃が相当安くなつておるようであります。旅客の運賃は、その九一%までが三等旅客であります。従つてその大衆の負担が大企業を助ける結果になり、不合理だと思ひます。それで、赤字の貨物運賃だけを値上げしたらよいのではないかと、意見が出てくるのではないかと思ひます。

第三に、国鉄の経営状態を路線で見ますと、二百二十七線のうち、黒字はわずか十四線、すなわち一七%だけで、あとの八三%が赤字となつております。黒字で一番もつ、かつておるものは、定員の三倍も乗せている山手線でありまして、その次が東海道線であり

ます。どうしてこんなに赤字線が多いのかとの質問に對しまして、当局は、国鉄が公共企業体として、日本の産業経済の発達のために、また国民の利便をはかるために、やむを得ないといふ答弁でありました。なお、新しく十四線が目下建設中でありまして、三十二年度には、そのため七十億円の予算を計上しておりますが、それらの新線ができましたら、営業収支の予定は、約半額、すなわち三、四十億持ち出しの赤字となつております。新線の建設は、政府に設置されております鉄道建設審議会が決定されるわけでありまして、初めから赤字を承知で新線を建設しておるのであります。そうして、その赤字の穴埋めを一般旅客の運賃値上げで埋めることになることは、私どもはどうしても納得ができません。ことに、そうした赤字線の中には、いわゆる選挙地盤の擁護のためのものが相当あると言われております。これでは、国鉄の独立採算制、原価主義というものは、私は成り立たないと思ひます。

国鉄が、日本の経済産業の発展の立場から、また国民の利便を考へて建設され、運営されることは当然だと思ひます。しかし、それであれば、政府はそのための資金を出資するなり、利子補給等をなすべきだと思ひます。池田大蔵大臣は、国民の税金だから同じことだと言われましたが、政府は、その税金を電源開発会社に投資してありますし、また船会社に利子補給として多額に出しておるのであります。また、一部の国民しか乗らない日本航空会社に對し、毎年出資をしておるではありませんか。しかるに、国鉄に對して

は、昨年とほとんど同額の三百十五億
円——鉄道債券によるもの二百三十五
億、資金運用部よりの借入れ八十億
円——を認めただけでありまして、そ
の点には私には不満を持つものでありま
す。五カ年計画の第一年度に生ずる赤
字の全額を、運賃の値上げによること
としておるのは賛成できません。すな
わち私は、輸送力の増強の必要は認め
ますが、その費用は、国鉄経営の合理
化によって支弁すべきである。それ
も足りない場合には、政府が出資すべ
きで、運賃の値上げによるべきではな
いというのが、私の反対の理由であ
り、婦人団体初め、大衆の言わんとす
るところだと私は思います。

なお、鉄道運賃の値上げが、家計及
び物価に及ぼす影響については、大蔵
大臣、運輸大臣、国鉄当局とも、大し
たことはない、数字をあげて説明を
しておられますが、サラリーマン、勤
労者、学生のある家庭では、相当の負
担増となります。物価へのはね返り
も、これに便乗するものが起つて参り
ますので、主婦たちは、それをおそれ
ております。汽車賃も上った、電気料
もやがて上る、次にはいろいろな品物
も上るのではないかと、買
いだめをするということになれば、物
価をつり上げ、インフレに導いて参り
ます。その点を政府は特に御注意を願
いたいと思います。

最後に、去る三月二十三日に行われ
ました国鉄労組の抜き打ちストについ
て、一言つけ加えたいと思います。あ
のストは、全国の国民大衆に非常な迷
惑を及ぼしました。それが運賃値上げ
とからんで、いまだに大衆を憤激させ
ていることは、ラジオの街頭録音その

他がよく示しております。どうしてあ
いり事態が起つたかについて、委員
会で当局から弁明がございました。し
かし、私は第一番に、国鉄労組の方
々に對して、理由がいかかであらうと、
味方であるべき国民大衆、勤労大衆を
敵に回すようなあつたストを再び起
さないよう、この際、深く反省してい
ただきたいと思つておられます。第二に、運輸
省当局及び国鉄当局も、あつた事態
を引き起した事について、国民に對
して当然その責任を痛感していただき
たいと思つておられます。労組、運輸省、国鉄
三者でよく話し合ひ、将来あつた事
態の起らないようにしていただきたい
。また国鉄に對しての国民の信頼
を取り戻すよう、努力されんことを切
望しまして、私の討論を終わります。

(拍手)
○議長(松野鶴平君) これにて討論の
通告者の発言は、全部終了いたしました
。討論は、終局したものと認めま
す。

これより両案の採決をいたします。
まず、国有鉄道運賃法の一部を改正
する法律案全部を問題に供します。本
案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(松野鶴平君) 過半数と認めま
す。よつて本案は可決せられました。

次に、港灣法の
一部を改正する法律案全部を問題に供
します。本案に賛成の諸君の起立を求
めます。
〔賛成者起立〕
○議長(松野鶴平君) 総員起立と認め
ます。よつて本案は、全会一致をもつ
て可決せられました。

本日(三月二十三日)の議事日程は、これにて終了い
たしました。
次会の議事日程は、決定次第公報を
もつて御通知いたします。
本日は、これにて散会いたします。
午後零時七分散会

○本日の會議に付した案件
一、日程第一 資金運用部預託金利
率の特例に関する法律の一部を改
正する法律案
一、日程第二 中小企業信用保険特
別會計法の一部を改正する法律案
一、日程第三 関稅定率法の一部を
改正する法律案
一、日程第四 関稅定率法の一部を
改正する法律の一部を改正する法
律案
一、日程第五 就學困難な兒童のた
めの教科用圖書の給与に對する國
の補助に関する法律の一部を改正
する法律案
一、日程第六 學校給食法の一部を
改正する法律案
一、日程第七 自転車競技法等の臨
時特例に関する法律の一部を改正
する法律案
一、日程第八 国有鉄道運賃法の一
部を改正する法律案
一、日程第九 港灣法の一部を改正
する法律案

出席者は左の通り。
議長 松野 鶴平君
副議長 寺尾 豊君
議員 早川 慎一君 野田 俊作君
竹下 豊次君 村上 義一君
廣瀬 久忠君 武藤 常介君

川口爲之助君 島村 軍次君
北勝太郎君 岸 良一君
鹿島守之助君 石井 桂君
松岡 平市君 伊能繁次郎君
加賀山之雄君 奥 むめお君
堀 末治君 有馬 英二君
苦米地英俊君 近藤 鶴代君
上林 忠次君 佐藤 尚武君
井野 碩哉君 藤野 繁雄君
西川甚五郎君 谷口弥三郎君
新谷寅三郎君 森田 義衛君
杉山 昌作君 後藤 文夫君
石黒 忠篤君 井上 知治君
本多 市郎君 鶴見 祐輔君
草葉 隆圓君 仲原 善一君
成田 一郎君 堀本 宜實君
前田佳郎君 松村 秀逸君
手島 榮君 鈴木 万平君
柴田 榮君 大谷藤之助君
大沢 雄一君 西川弥平治君
重政 庸徳君 白川 一雄君
高橋 衛君 土田国太郎君
齋藤 昇君 雨森 常夫君
永野 護君 三木與吉郎君
田中 啓一君 横川 信夫君
木島 虎藏君 関根 久藏君
秋山俊一郎君 最上 英子君
岩沢 忠恭君 三浦 義男君
高野 一夫君 宮田 重文君
小柳 牧衛君 木内 四郎君
青山 正一君 左藤 義隆君
植竹 春彦君 石原幹市郎君
黒川 武雄君 重宗 雄三君
苦米地義三君 中山 壽彦君
泉山 三六君 大野木秀次郎君
井村 徳二君 伊能 芳雄君
井上 清一君 稲浦 鹿藏君
吉江 勝保君 平島 敏夫君
後藤 義隆君 勝俣 愈君

小西 英雄君 佐藤清一郎君
横山 フク君 榎原 亨君
佐野 廣君 白井 勇君
高橋進太郎君 山本 米治君
大谷 登潤君 寺本 廣作君
大谷 亨弘君 小橋 治和君
上原 正吉君 岡崎 眞一君
古池 信三君 館 哲二君
那 祐一君 西郷吉之助君
紅露 みつ君 小山邦太郎君
大響武太夫君 石坂 豊一君
下條 康彦君 野村吉三郎君
笹森 順造君 林屋龜次郎君
杉原 荒太君 青木 一男君
津島 壽一君 吉野 信次君
江藤 智君 大矢 正君
林田 正治君 中野 文門君
森中 守義君 北村 暢君
鈴木 強君 藤田藤太郎君
相澤 重明君 松永 忠二君
占部 秀男君 森 元治郎君
山下 友敬君 平林 剛君
山本 經勝君 岡 三郎君
久保 等君 柴谷 要君
安部キミ子君 千葉 信君
戸叶 武君 大倉 精一君
竹中 勝男君 田畑 金光君
松澤 兼人君 河合 義一君
島 清君 田中 一君
赤松 常子君 野澤 勝君
三木 治朗君 江田 三郎君
東 隆君 荒木正三郎君
市川 房枝君 八木 幸吉君
野坂 参三君 岩間 正男君
横川 正市君 長谷部ひろ君
鈴木 壽君 大河原一次君
伊藤 頼道君 天坊 裕彦君
光村 恭助君 鈴木 一君
坂本 昭君 阿部 竹松君

- 安部 清美君 松澤 靖介君
- 椿 繁夫君 阿貝根 登君
- 海野 三朗君 中村 正雄君
- 矢嶋 三義君 相馬 助治君
- 小林 孝平君 小酒井義男君
- 永岡 光治君 松浦 清一君
- 高田なほ子君 片岡 文重君
- 重盛 壽治君 羽生 三七君
- 岡田 宗司君 佐多 忠隆君
- 山下 義信君 清澤 俊英君
- 棚橋 小虎君 内村 清次君

- 運輸大臣 宮澤 胤勇君
- 政府委員 大藏政務次官 足立 篤郎君
- 文部政務次官 稻葉 修君
- 通商産業 政務次官 長谷川四郎君
- 運輸省港灣局長 天竺 良吉君
- 運輸省鉄道 監督局長 榎田 良彦君

〔第十七号参照〕
 審査報告書
 放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めめるの件
 右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
 昭和三十三年三月二十日
 通信委員長 齋木 亨弘
 参議院議長松野鶴平殿
 多数意見者署名
 石坂 豊一 新谷寅三郎
 前田佳都男 最上 英子
 宮田 重文 奥むめお
 横川 正市 横川 信夫

明治二十五年第三種郵便物認可
 三月三十一日

- 鈴木 強 手島 栄
- 山田 節男 森中 守義

要領書
 一、委員会の決定の理由
 本件は、放送法第三十七条の規定に基いて昭和三十三年度における日本放送協会の収支予算、事業計画及び資金計画について承認を求めんとするものであるが、その内容は同協会の行うラジオ放送事業及びテレビジョン放送事業に必要なものであつて、いずれも妥当なものとして認め、委員会は全会一致をもつて、承認すべきものと決定した。
 なお、日本放送協会の昭和三十三年度収支予算は、ラジオについては、収入百二十六億一千八百八十一万九千円、前期繰越収支剰余金一億円、支出百二十七億一千八百八十一万九千円であり、テレビジョンについては、収入・支出のおのの二十九億一千二百七十七万九千円である。

審査報告書
 昭和三十一年度一般会計予算補正(第一号)
 昭和三十一年度特別会計予算補正(特第一号)
 昭和三十一年度一般会計予算補正(第二号)
 昭和三十一年度特別会計予算補正(特第二号)
 昭和三十一年度政府関係機関予算補正(機第一号)
 右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

- 昭和三十三年三月二十二日
 予算委員長 菅米地義三
 参議院議長松野鶴平殿

- 多数意見者署名
 安井 謙 迫水 久常
 泉山 三六 石坂 豊一
 青柳 秀夫 左藤 義詮
 小山邦太郎 木村篤太郎
 高橋進太郎 新谷寅三郎
 関根 久藏 菅米地英俊
 成田 一郎 野本 品吉
 林田 正治 豊田 雅孝
 土田国太郎 小林 武治
 吉田 萬次 森 八三一
 野村吉三郎 武藤 常介
 佐藤清一郎 柴田 栄
 加賀山之雄 梶原 茂嘉
 田村 文吉

要領書
 一、委員会の決定の理由
 昭和三十一年度一般会計予算補正(第一号)及び昭和三十一年度特別会計予算補正(特第一号)は、昭和三十一年度における経済好況に伴う一般会計の増収の一部を産業投資特別会計に新たに設ける資金へ繰入れるとともに、所得税及び法人税の増収に伴う地方交付税の増加額に相当する額を交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入れることを内容とするものであり、昭和三十一年度一般会計予算補正(第二号)、昭和三十一年度特別会計予算補正(特第二号)、及び昭和三十一年度政府関係機関予算補正(機第一号)は、社会保障関係費、義務教育費国庫負担金、旧軍人遺族等恩給費、沖縄関係特別措

置費及び食糧管理特別会計へ繰入れ、その他当面必要とされる最少限度の所要額を追加計上したものであつて、いずれもやむをえない措置と認める。
 二、費用
 これらの予算補正により、一般会計予算の総額は、歳入歳出ともに、五百四十七億二千九百七十五万三千円を増加して、歳入歳出ともに、一兆八百九十六億五千二百二十七万三千円となり、特別会計予算の総額は、歳入歳出ともに、百十億五千二百九万一千円を増加して、歳入二兆二千五百四十四億五千三百万円、歳出二兆一千七百七十四億四千二百五十二万六千円となる。
 なお、政府関係機関予算については、予算総則の一部を補正したのみで、収入支出とも、当初予算額に変更がない。

定価 一部 十五円
 (但し良質紙は二十四円)
 (送料別)
 発行所 東京都新宿区市台本町一五
 大蔵省印刷局
 電話九段四番一五 補課